

介護保険運営協議会の概要について

久喜市介護保険条例（抜粋）

（介護保険運営協議会の設置）

第 1 2 条 介護保険に関する施策の企画立案及びその適正な実施に資するため、並びに地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会の役割を担うため、久喜市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の所掌事項）

第 1 3 条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- （1） 市長から諮問を受けた久喜市高齢者福祉計画及び久喜市介護保険事業計画の策定又は変更に関する事。
- （2） 介護福祉施策に関する事務事業の評価及び進行管理に関する事。
- （3） 地域包括支援センターの運営、評価その他地域包括支援センターの業務に関する事。
- （4） 地域密着型サービスの指定及び指定基準の設定並びに介護報酬の設定その他地域密着型サービスに関する事。
- （5） その他介護福祉施策に関する事。

（協議会の組織等）

第 1 4 条 協議会は、委員 2 0 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 公募による市民
- （2） 第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者を代表する者で公募によるもの
- （3） 保健、医療及び福祉の関係者
- （4） 学識経験者

2 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

（協議会の会議）

第 1 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。